

那覇市公報

第1489号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

- 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
（議会事務局庶務課）…………… 699

◇規 則

- 那覇市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 704
- 那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則
（人事課）…………… 706
- 株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
（契約検査室）…………… 708
- 那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則（税制課）…………… 710

◇告 示

- 市道路線の区域変更に関する告示（道路管理室）…………… 711
- 市道路線の廃止に関する告示（道路管理室）…………… 714

◇議 会 規 則

- 那覇市議会会議規則の一部を改正する規則…………… 717

◇上下水道局告示

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 719
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 719

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について……………	720
----------------------------------	-----

◇選挙管理委員会告示

○当選人の住所及び氏名について……………	721
----------------------	-----

条 例

那覇市条例第34号

平成20年 9 月10日

公 布 済

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関して必要な事項を定めるものとする。

（議員報酬）

第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 69万6,000円
- (2) 副議長 62万8,000円
- (3) 議員 58万8,000円

2 議員（議長及び副議長を含む。以下同じ。）が、月の中途においてその職に就き、又はその職を離れたときのその月の議員報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。ただし、死亡によるときは、この限りでない。

（費用弁償）

第3条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は、那覇市職員等の旅費支給条例（昭和47年那覇市条例第44号）による1等級職員の旅費に相当する額とする。

2 議員が、市長の招集に応じたとき、又は議会の委員会若しくは地方自治法第100条第12項に基づく議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席したときは、費用弁償として日当を支給し、その額は3,400円とする。

3 議員が、同一の日に、費用弁償として重複して日当を受けることとなる場合の日当の額は、いずれか高い方の額とする。

（期末手当）

第4条 5月31日及び11月30日（以下これらの日を「基準日」という。）においてそれぞれ在職する議員に対しては、那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）第26条に規定する支給日にそれぞれ期末手当を支給する。これらの基準日の属する月に、任期が満了し、辞職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 4月以上6月未満 100分の80
- (3) 2月以上4月未満 100分の50
- (4) 2月未満 100分の20

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

（支給方法）

第5条 この条例に定めるもののほか、議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市職員等の旅費支給条例の適用を受ける職員の例による。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。
- 2 那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第5項の規定に基づき、特別職の非常勤職員に対する<u>報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する事項</u>を定めるものとする。 (報酬額) 第2条 報酬は、月額、日額又は時給により支給し、その区分及び額は、別表のとおりとする。<u>ただし、常勤の職員が特別職の職を兼ねた場合の報酬は、支給しない。</u> (月額報酬) 第3条 <u>月額報酬</u>は、在職した月数に応じて支給する。 2 <u>月額により報酬を受ける者が、月の中途においてその職に就き、又はその職を離れた場合は、その月の現日数を基礎にして日割り計算により支給する。</u>ただし、死亡によるときは、<u>その月額の全額を支給する。</u> (日額報酬) 第4条 <u>日額報酬</u>は、日数に応じて支給する。この場合において、選挙長、開票管理者、選挙立会人及び開票立会人については、職務に従事した時間が引き続き翌日に及ぶときにおいても、日数は、<u>なお1日とみなす。</u> (時給報酬) 第5条 <u>時給報酬</u>は、時間数に応じて支給する。 第5条の2 [略] (報酬の支給日) 第6条 <u>月額報酬</u>(次項に規定する<u>月額報酬</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の非常勤職員(以下「<u>非常勤職員</u>」という。)の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。 (報酬額) 第2条 報酬は、月額、日額又は時給により支給し、その区分及び額は、別表のとおりとする。 第3条 <u>月額による報酬</u>は、在職した月数に応じて支給する。 2 <u>月額による報酬を受ける非常勤職員が、月の中途においてその職に就き、又はその職を離れたときのその月の報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。</u>ただし、死亡によるときは、<u>この限りでない。</u> 第4条 <u>日額による報酬</u>は、勤務した日数に応じて支給する。この場合において、選挙長、開票管理者、選挙立会人及び開票立会人については、職務に従事した時間が引き続き翌日に及ぶときにおいても、日数は、1日とみなす。 第5条 <u>時給による報酬</u>は、勤務した時間数に応じて支給する。 第6条 [略] (報酬の支給日) 第7条 <u>月額による報酬</u>(次項に規定する

酬を除く。)は、その月分をその月20日に支給する。ただし、その支給日が本市の休日に当たるとき、又は特に必要があるときは、繰り上げて支給することができる。

- 2 日額報酬、時給報酬及び特定職員の月額報酬は、その月分を翌月20日までに支給する。

(費用弁償)

第7条 特別職の非常勤職員が公務のため旅行する場合は、費用弁償として旅費を支給し、その額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合は、費用弁償として日額旅費を支給し、その額は当該各号に定めるところによる。

(1) 議員が、市長の招集に応じたとき、又は議会の委員会に出席したとき。 3,400円

(2) 選挙管理委員会、教育委員会、公平委員会、農業委員会若しくは固定資産評価審査委員会の委員が委員会に出席したとき、又は監査委員が委員として出席したとき。 那覇市職員等の旅費支給条例(昭和47年那覇市条例第44号。以下「旅費条例」という。)による1等級職員の日当に相当する額

(3) 法律又は条例により設置された委員会等の委員等に委嘱された者及びこれに準ずるものとして特に市長が認める特別職の職員が委員等として出席したとき。 旅費条例による2等級職員の日当に相当する額

(4) 前2号に規定する委員又は委員等

月額による報酬を除く。)は、その月分をその月20日に支給する。ただし、その支給日が本市の休日に当たるとき、又は特に必要があるときは、繰り上げて支給することができる。

- 2 日額による報酬、時給による報酬及び特定職員の月額による報酬は、その月分を翌月20日までに支給する。

(重複支給の禁止)

第8条 常勤の職員が特別職の職を兼ねた場合の報酬は、支給しない。

(費用弁償)

第9条 非常勤職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は、別表のとおりとする。

- 2 次に掲げる委員会等の委員等が当該委員会等又はその職務に関して議会の本会議若しくは委員会に出席したときは、費用弁償として日当を支給し、その額は当該各号に定める額とする。

(1) 選挙管理委員会、教育委員会、公平委員会、農業委員会若しくは固定資産評価審査委員会の委員又は監査委員 那覇市職員等の旅費支給条例(昭和47年那覇市条例第44号。以下「旅費条例」という。)による1等級職員の日当に相当する額

(2) 法律又は条例により設置された委員会等の委員等に委嘱された者及びこれに準ずるものとして特に市長が認める非常勤職員 旅費条例による2等級職員の日当に相当する額

が、その職務に関し、議会の本会議又は委員会に出席したとき。 それぞれ前2号に定める額

3 前項の場合において、旅費条例第15条第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、日当の額は、定額とする。ただし、その者が引き続き職務のため旅行したときは、旅費のうちの日当は支給しないものとし、また、いかなる場合も日当の重複支給は、できないものとする。

4 前3項の規定による旅費の支給方法は、旅費条例の例による。

(期末手当)

第8条 5月31日及び11月30日（以下これらの日を「基準日」という。）においてそれぞれ在職する議員に対しては、那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）第26条に規定する支給日にそれぞれ期末手当を支給する。これらの基準日の属する月に、任期が満了し、辞職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き市議会議員の職にあったものとする。

(1) 6月 100分の100

(2) 4月以上6月未満 100分の80

3 非常勤職員が、同一の日に、費用弁償として重複して日当を受けることとなる場合の日当の額は、いずれか高い方の額とする。

(3) 2月以上4月未満 100分の50 (4) 2月未満 100分の20 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議員が受けるべき報酬月額とその額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 (口座振替) 第9条 報酬及び期末手当は、特別職の非常勤職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。 [別表 別記]	(支給方法) 第10条 この条例に定めるもののほか、非常勤職員の報酬及び費用弁償の支給方法は、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)及び旅費条例の適用を受ける職員の例による。 [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

職種別		報酬		費用弁償
市議会	議長	月額	696,000円	[略]
	副議長	月額	628,000円	
	議員	月額	588,000円	
選挙管理委員会	[略]			[略]
[略]				

[改正後 別記]

別表(第2条、第6条、第9条関係)

職種別		報酬	費用弁償
選挙管理委員会	[略]		[略]
[略]			

規 則

那覇市規則第41号

平成20年 9 月10日

公 布 済

那覇市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則

那覇市特別職報酬等審議会規則(昭和52年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(担任事務) 第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、 議会の議員の <u>報酬</u> の額並びに市長及び 副市長の給料の額について審議する。	(担任事務) 第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、 議会の議員の <u>議員報酬</u> の額並びに市長 及び副市長の給料の額について審議す る。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第42号

平成20年 9 月10日

公 布 済

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則（平成13年那覇市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特定職員) 第3条 条例第5条の2に規定する特定職員は、任命権者があらかじめ勤務時間を定めた職で、その職の内容等を考慮して任命権者が定めたものに任用された職員とする。 (報酬の減額) 第4条 条例第5条の2に規定する市長が定める場合は、休暇による場合その他勤務しないことについて任命権者の承認を得た場合(任命権者が減額する旨定めた場合を除く。)とする。 第5条 条例第5条の2に規定するその勤務しない時間につき市長が定める基準による額は、市長が定める基準に従い算出した勤務1時間当たりの報酬額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額とする。	(特定職員) 第3条 条例第6条に規定する特定職員は、任命権者があらかじめ勤務時間を定めた職で、その職の内容等を考慮して任命権者が定めたものに任用された職員とする。 (報酬の減額) 第4条 条例第6条に規定する市長が定める場合は、休暇による場合その他勤務しないことについて任命権者の承認を得た場合(任命権者が減額する旨定めた場合を除く。)とする。 第5条 条例第6条に規定するその勤務しない時間につき市長が定める基準による額は、市長が定める基準に従い算出した勤務1時間当たりの報酬額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第43号

平成20年10月 1 日

株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに
公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(那覇市契約規則の一部改正)

第1条 那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(契約保証金に代わる担保) 第5条 前条に規定する有価証券等で、市長が徴する担保は、国債及び地方債のほか次に掲げるものとする。 (1) [略] (2) 銀行、農林中央金庫、 <u>商工組合中央金庫</u> 又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する金融債 (3)～(7) [略]	(契約保証金に代わる担保) 第5条 [略] (1) [略] (2) 銀行、農林中央金庫、 <u>株式会社商工組合中央金庫</u> 又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する金融債 (3)～(7) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 那覇市福祉のまちづくり条例施行規則(平成12年那覇市規則第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第1

区分	生活関連施設	特定生活関連施設	一部特定生活関連施設
建築物	1～6 [略] 7 銀行等の店舗 (1) [略] (2) <u>商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)による商工組合中央金庫の店舗</u> (3)～(12) [略] 8～22 [略]	[略]	
[略]			

[改正後 別記]

別表第1

区分	生活関連施設	特定生活関連施設	一部特定生活関連施設
建築物	1～6 [略] 7 [略] (1) [略] (2) <u>株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)による株式会社商工組合中央金庫の店舗</u> (3)～(12) [略] 8～22 [略]	[略]	
[略]			

付 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

那覇市規則第44号

平成20年10月 1 日

那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市税条例施行規則(昭和48年那覇市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2(第12条関係)			別表第2(第12条関係)		
号	施設	減免割合	号	施設	減免割合
1～6	[略]		1～6	[略]	
7	農林中央金庫 又は商工組合 中央金庫がそ の本来の事業 の用に供する 施設	資産割及 び従業者 割の全部	7	農林中央金庫 がその本来の 事業の用に供 する施設	資産割及 び従業者 割の全部
8～14	[略]		8～14	[略]	
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。					

付 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第92号

平成20年9月11日

掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり区域変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

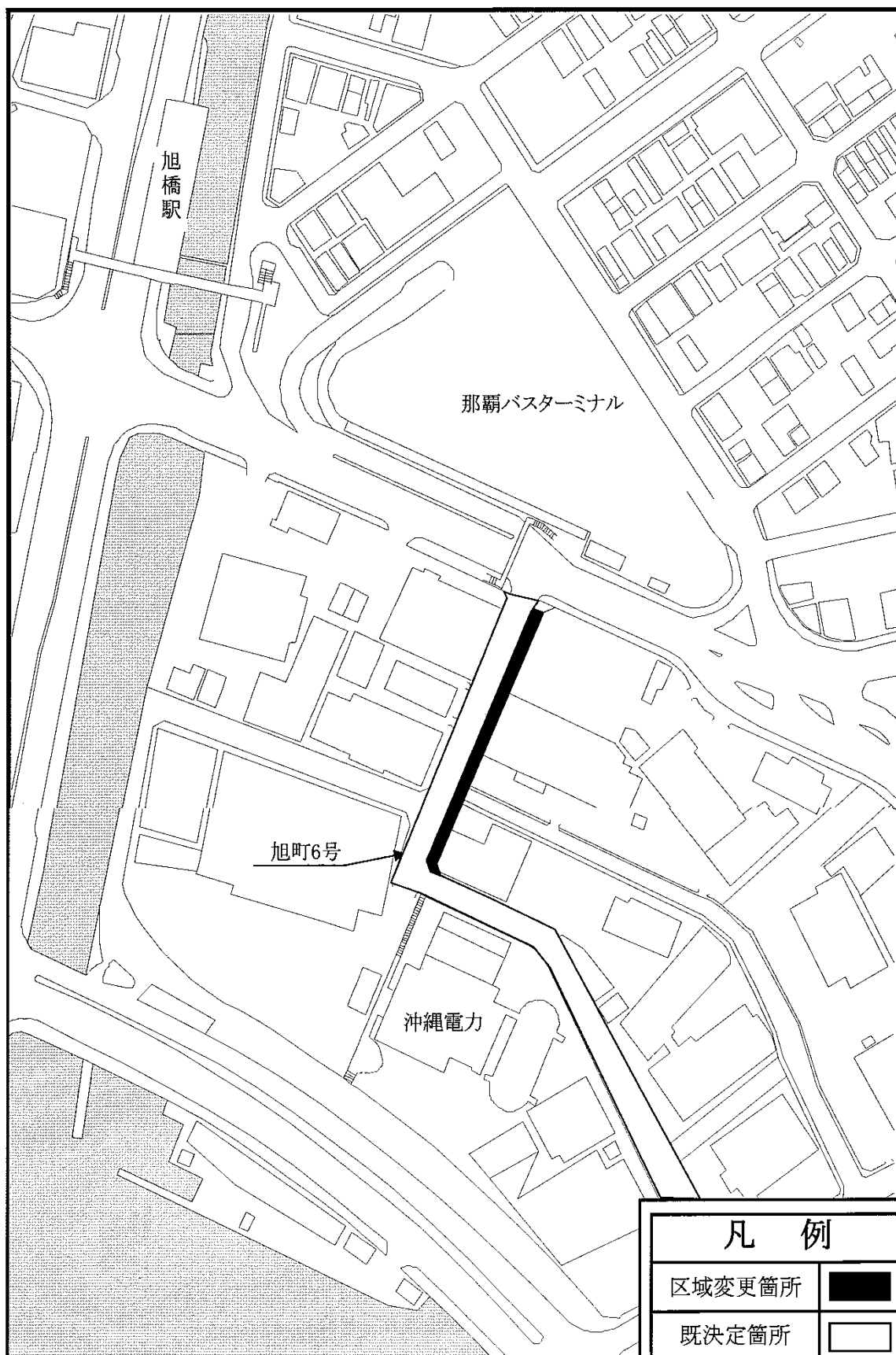
那覇市長 翁 長 雄 志

区域変更する路線

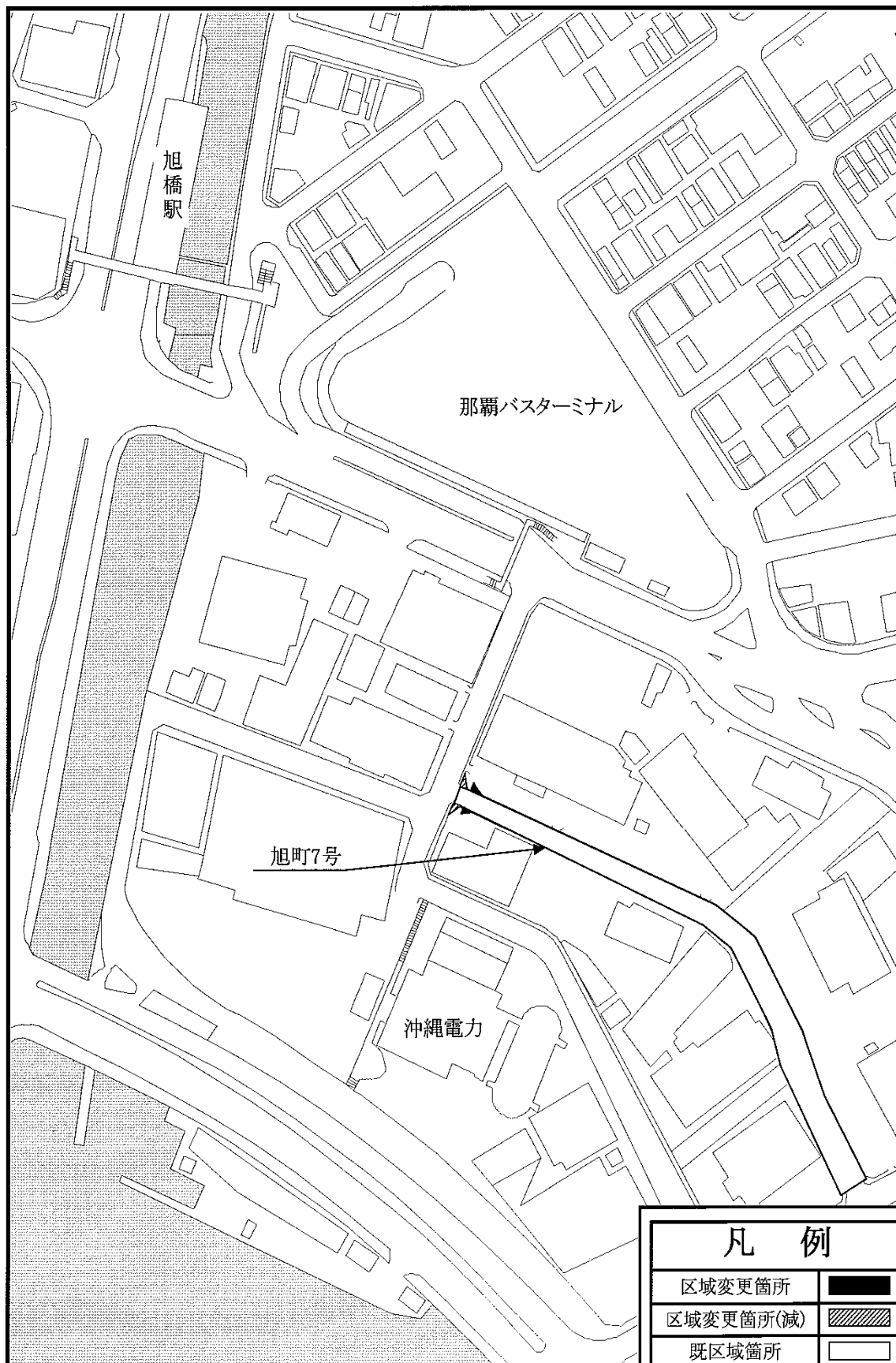
整理番号	路線名	新旧	区 間	延長 m	幅員 m	備考
1379	旭町6号	新	旭町116番37 旭町115番23	110.0	13.0～16.2	
		旧	旭町116番1 旭町115番1	110.0	11.0～14.5	
1380	旭町7号	新	旭町115番23 旭町115番24	8.2	9.0～17.0	
		旧	旭町115番1 旭町115番1	8.2	9.0～13.0	

※ 尚、旧地番表示は、壺川土地区画整理事業における新町界町名に伴う変更である。

市道路線の区域変更位置図(参考図)



市道路線の区域変更位置図(参考図)



那覇市告示第94号

平成20年9月16日

掲 示 済

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を廃止する。

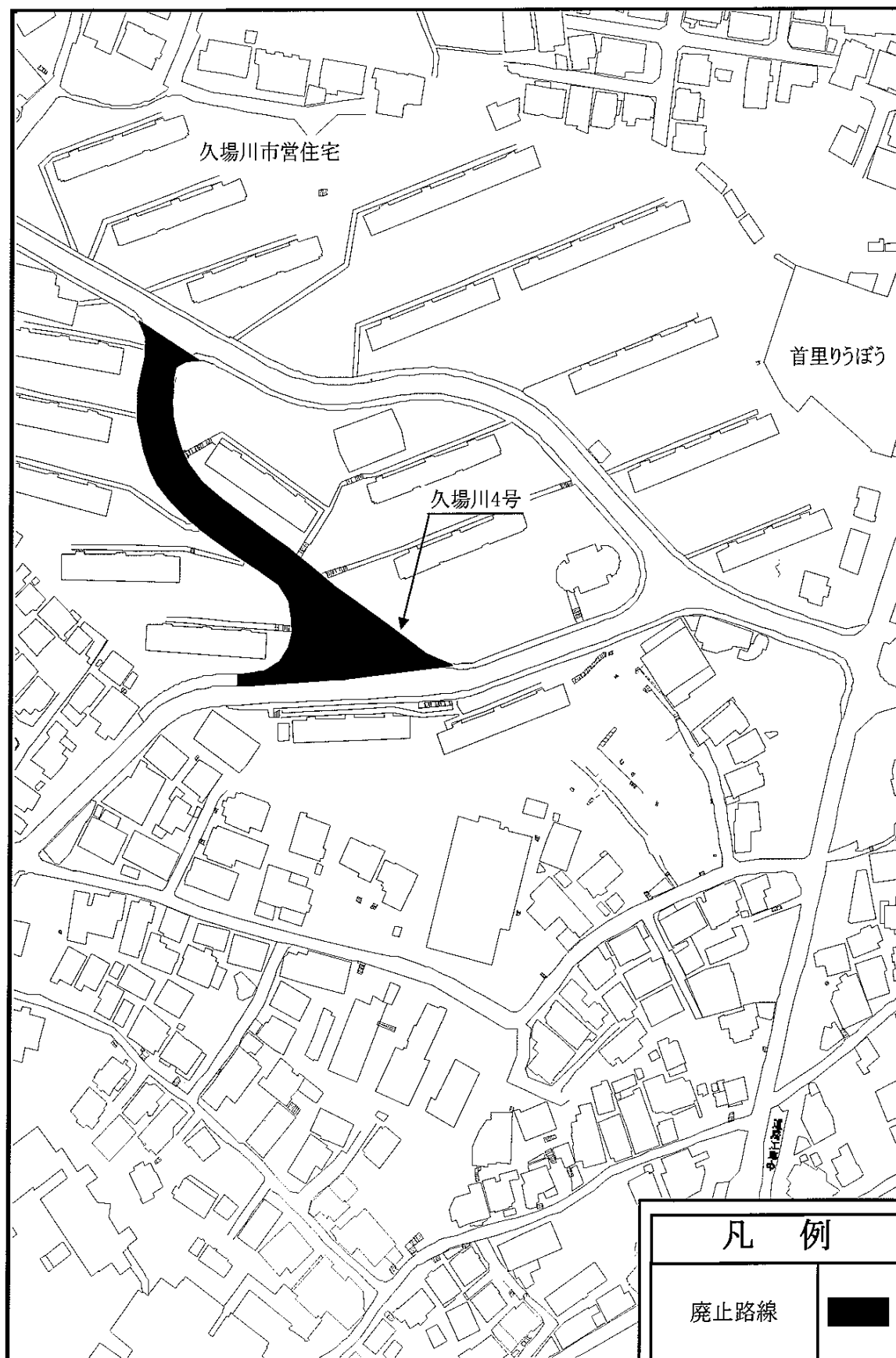
その関係図面は、告示の日から2週間那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

廃止する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
69	久場川4号	首里久場川町2丁目18番 首里久場川町2丁目18番	

市道路線の廃止位置図(参考図)



議 会 規 則

那覇市議会規則第 1 号

平 成 2 0 年 9 月 1 0 日

公 布 済

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市議会議長 安慶田 光男

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第6章 〔略〕 第7章 議員の派遣(第159条) 第8章 補則(第160条) 付則 第7章 議員の派遣 (議員の派遣) 第159条 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。 2 〔略〕 第8章 補則 (会議規則の疑義に対する措置) 第160条 〔略〕	目次 第1章～第6章 〔略〕 第7章 協議又は調整を行うための場 (第159条) 第8章 議員の派遣(第160条) 第9章 補則(第161条) 付則 第7章 協議又は調整を行うための場 (協議又は調整を行うための場) 第159条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。 第8章 議員の派遣 (議員の派遣) 第160条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。 2 〔略〕 第9章 補則 (会議規則の疑義に対する措置) 第161条 〔略〕 〔別表(第159条関係) 別記〕

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市議会会議規則の規定は、平成20年9月1日から適用する。

〔改正後 別記〕

別表(第159条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
那覇市議会各派代表者会議	議案の審査又は議会の運営その他議会の活動に関し、各会派の代表者間で協議又は調整する。	議長及び副議長 議会運営委員長及び副委員長 各会派を代表する議員	議長又は事務局長
那覇市議会正副委員長会議	議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の運営に関し、委員会間で協議又は調整する。	議長及び副議長 議会運営委員長及び副委員長 常任委員長及び副委員長 特別委員長及び副委員長	議長
那覇市議会史編さん委員会	議会史の編さん及び刊行に関する基本的な事項を協議する。	議長及び副議長 各会派を代表する議員	議長
那覇市議会全員協議会	議案の審査又は議会の運営その他議会の活動に関し、議員全員で協議又は調整する。	議員全員	議長又は事務局長

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第21号

平成20年9月17日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

新 規 指 定

指定（登録）番号 第 418 号

指定工事店名 合名会社 当 一 組

営業所所在地 那覇市字小緑847番地18

代表者名 當間 亀一

有効期間 自 平成20年9月16日

至 平成25年3月31日

那覇市上下水道局告示第22号

平成20年9月17日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

指定（登録）番号 第 238 号

指定工事店名 有限会社 西里設備工業

営業所所在地 沖縄市海邦1丁目8番35号

代表者名 西里 美代子

指定の有効期間 平成17年4月 1 日
平成22年3月31日
異動年月日 平成20年6月 1 日
異動事由 代表者の変更

那覇市上下水道局告示第23号
平成20年9月17日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
372	合名会社 当一組	那覇市字小禄 847-18	當間 亀一	平成20年 9月8日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第40号

平成20年9月8日

掲 示 済

当選人の住所及び氏名について

平成20年9月7日執行の那覇市農業委員会委員選挙における当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

住 所	氏 名
省 略	嘉数 誠
//	岸本 一義
//	平良 正敏
//	具志 盛男
//	伊佐 眞幸
//	比嘉 晋